

町外業者で
新築した場合
30万円

新築や新築建売物件を購入した方に補助金 **50** 万円を交付

住宅取得補助金のご案内

定住人口の増加や子育て世帯の住宅取得支援、町内建設業者の振興などを目的に、住宅を新築した方に対して、最大で50万円の住宅取得補助金を交付します。詳細は下記要件を確認いただくか、錦江町役場政策企画課までお問合せください。

対象者 ①～④すべての要件に該当する方

交付申請時で1年以上錦江町に居住しており、取得後5年以上、対象の住宅に居住することが条件です。



① 居住用床面積が50㎡以上
店舗部分などを除き居住用の床面積が50㎡以上であること。車庫や倉庫は対象外です。



② 新築か新築建売の住宅
所有権登記が完了した新築住宅（専用住宅、併用住宅、建売住宅）。



③ 住宅取得者が50歳以下
住宅取得者が補助金交付申請時に満50歳以下であること。（住宅取得者＝登記名義人）



④ 申請は取得から6か月以内
登記完了年月日（新築）か、所有権移転登記の完了日（購入）から6か月以内に申請。

必要書類 申請の際につぎの書類が必要です

- 補助金交付申請書
- 世帯全員の住民票
- 契約書の写し
- 住宅の図面及び計算書
- 登記事項証明書など所有者が分かる書類

申請様式↑

交付方法 交付決定時に文書で通知します

決定通知書が届いたら請求書を提出してください。

現金▶請求時に指定された口座へ振り込みます
商品券▶役場政策企画課の窓口で直接交付します

※つぎの場合は補助の対象外となります

町税等に未納がある場合 / 中古住宅を購入した場合

補助額 施工業者により補助額が異なります

① 町内施工業者 50万円
（現金30万円、錦江町商品券20万円分）

② 町外施工業者 30万円
（錦江町商品券30万円分）



問 錦江町役場 政策企画課 ☎ 22-3032



広報きんこう
2024年3月号

発行/錦江町役場 ■編集/政策企画課
〒893-2392 鹿児島県肝野郡錦江町城元963番地
TEL 0994-22-3032 FAX 0994-22-1951

UD FONT
by MORISAWA

ホームページ/ <http://www.town.kinko.lg.jp/>
印刷/株式会社南大隈新生社印刷

